

平成26年第1回

伊根町議会定例会会議録

平成26年3月20日（第3号）

伊 根 町 議 会

平成26年第1回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成26年 3月20日 木曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成26年 3月20日 13時29分			議長	宮下 愿吾	
	散会	平成26年 3月20日 15時30分			議長	宮下 愿吾	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席10名 欠席 0名
	1	和田 義清	○	6	松山 義宗	○	
	2	上辻 亨	○	7	三野 三千彦	○	
	3	濱野 茂樹	○	8	泉 敏夫	○	
	4	宮下 愿吾	○	9	大谷 功	○	
5	佐戸 仁志	○	10	奥野 良一	○		
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席12名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	総務課主幹	鍵 良平	○	
	副町長	小西 俊朗	○	住民生活課主幹	石野 靖	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課主幹	泉 吉広	○	
	総務課長	泉 良悟	○	地域整備課主幹	須川 清広	○	
	住民生活課長	上山 富夫	○	教育次長	梅崎 良	○	
地域整備課長	白須 剛	○	会計管理者	前野 義明	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	今岡 敬雄	○	主 事	西口 里沙	○	
会 議 録 署名議員	5番	佐戸 仁志		6番	松山 義宗		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成26年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

平成26年3月20日(木)

午後 1時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 舟屋の里公園に温泉施設を建設してはどうか 佐戸 仁志
 - 空き家、空き施設について 和田 義清
 - 介護保険要支援切り捨てについて 大谷 功
 - サル対策について 泉 敏夫
 - リハビリテーション支援体制の構築について 上辻 亨
- ふるさと納税促進について

日程第 3 議案第1号 平成26年度伊根町一般会計予算

日程第 4 議案第2号 平成26年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第3号 平成26年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 6 議案第4号 平成26年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 7 議案第5号 平成26年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 8 議案第6号 平成26年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第7号 平成26年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第10 議案第8号 平成26年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第11 意見書案第1号 過労死防止基本法の制定を求める意見書

日程第 1 2 議員派遣

日程第 1 3 閉会中の継続審査（調査）申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 舟屋の里公園に温泉施設を建設してはどうか 佐戸 仁志
- 空き家、空き施設について 和田 義清
- 介護保険要支援切り捨てについて 大谷 功
- サル対策について 泉 敏夫
- リハビリテーション支援体制の構築について 上辻 亨
- ふるさと納税促進について

日程第 3 議案第 1 号 平成 26 年度伊根町一般会計予算

日程第 4 議案第 2 号 平成 26 年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 3 号 平成 26 年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 6 議案第 4 号 平成 26 年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 7 議案第 5 号 平成 26 年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 8 議案第 6 号 平成 26 年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 7 号 平成 26 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第 10 議案第 8 号 平成 26 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 11 意見書案第 1 号 過労死防止基本法の制定を求める意見書

日程第 12 議員派遣

日程第 13 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

平成26年3月20日(木)
午後 1時29分 開議

◎ 開会・開議の宣言

- 議長(宮下愿吾君) 定例会も最終日となりました。ご苦労さんでございます。
早速ですが、これより会議を開きます。
ただいまの出席議員は全員です。
これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(宮下愿吾君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、議長において
5番、佐戸仁志君
6番、松山義宗君を指名します。

◎ 日程第2 一般質問

- 議長(宮下愿吾君) 日程第2、これから一般質問を行います。
最初に、舟屋の里公園に温泉施設を建設してはどうかという通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。5番、佐戸仁志君。
- 5番(佐戸仁志君) 皆様、ご苦労さまでございます。
それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。
伊根浦地区において、町の努力、観光関係者の皆さんの努力、漁業・農業者の努力などなどにより、年々、街並み散策、釣りなどを楽しむ観光客がふえつつあると思っております。
今年度は、亀島・平田地区のカラー舗装、日出・平田地区に公衆トイレの建設、海の京都事業、聞いた話では宮津湾から日出棧橋までの汽船の復活など、さまざまなことが予定され、ことしは昨年以上の観光客が見込まれるのではないかと私は思っております。
私は、伊根浦観光の核である伊根舟屋の里公園に温泉施設を建設することを提案したく思います。今以上、観光客をふやし、安定させるのに必要ではないかと思っております。
皆さんに想像していただきたい。伊根舟屋群を一望でき、伊根地区一番の景観の中で温泉にゆっくり入る。伊根の人間の私が入りたいと思うのですから、都会からの観光客も大変喜び、リピーターとなって伊根散策を2回、3回と訪れることと思っております。
しかし、今はバブルの時代ではなく、デフレで景気の悪い不況時であります。今の時期に温泉施設をつくるなどばかげた話であります。温泉を掘り、浴場をつくり、飲食・お土産を売る施設をつくって維持していくのに多額のお金がかかり、近隣の公営温泉施設には、ほとんどのところが赤字となっており、各自治体の重荷となっているのが現実であります。新規に温泉を掘るだけでも多くの金がかかります。
そこで私の提案ですが、伊根町には町所有の温泉がございます。奥橋立伊根温泉第4号泉源であります。泉質はアルカリ性単純温泉、泉源温度は34.1℃、湯量は、先日地域整備課からお聞きした毎分159リットル、1日にしますと228.96tで、現在、この温泉を使用している老人ホーム長寿苑の使用量は月に260t、泊泉苑は60tと聞いております。1日にしますと両方で10tほどであります。この泉源の1日の総量の5%も現在は使っておりません。この温泉を使っ

クを積んで温泉水を運搬する。その後、タンクをおろしてごみ収集をするというのはどうでしょうか。

温泉を運搬し、ボイラーで沸かし、ろ過装置で循環しながら使用するなど温泉ではないと思われる方もおられるでしょうが、現在の温泉施設のほとんどがレジオネラ菌の繁殖・感染を防ぐため、ろ過装置を使い、塩素で滅菌しております。近隣の宿泊施設でも温泉をタンクなどで運び、使用しているところがございます。

多くの費用がかかり、維持管理費も電気はLEDにし、大きなボイラーを取りつけるなどせず、例えば、泊泉苑使用の340kWのボイラーは家庭用ボイラーの8台で代用できます。代用することで、設置場所は小さく、設置費用も安価であり、故障した場合でもフル運転ではございませんが、残り7台は運転できます。温泉施設を休むことなく使用できるというメリットもございます。現在の舟屋の里に建設すれば、当然ながら、入浴後の食事、土産など関連施設を建てる必要もございません。新規に施設を建てることを思えば安価で完成します。ではあります、もし建設するとなれば、近隣の赤字施設を調査し、研究し、参考にさせていただきたく思っております。

いろいろ言いましたが、自主財源の少ない伊根町にとって、観光客からいただく温泉利用税があります。私のように心身ともに疲れた町民の健康増進のためにも、ぜひ実現していただきたく思っております。町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

議員ご質問の伊根町の所有する温泉の有効利用の一環として、舟屋の里公園に温泉施設をつくり、観光客をふやす努力をしてはどうかという、温泉の有効利用と誘客対策の一石二鳥の効果を狙う建設的なご提案であったかと思えます。また、議員のようにお疲れの方の住民の福祉向上のためにもというようなお話であろうかと思っております。

新たに温泉を掘るとなると、確かに1,000mで1億円の費用がかかると言われておりますが、本町では34℃の温泉井戸を泊地内に1本所有しております。この温泉は、議員がおっしゃるとおり、現在、伊根町老人福祉センター泊泉苑と特別養護老人ホーム長寿苑の2カ所に月平均300t程度給湯をしております。毎分159ℓの温泉のくみ上げ能力は日量に換算いたしますと、228tが可能であり、泊泉苑、長寿苑以外にも供給能力としては十分余裕がございます。

町としては、せっかくの温泉源でもあり、利用の多少にかかわらず老朽化していく施設の維持管理費のことを考えると少しでも有効活用を図り、給湯原価の低下に努めてたく考えていきたいのが本音でございます。

近隣の市町を見ましても、観光スポットとなるには誰でもが利用しやすい入浴施設もたくさん見受けられます。また、本年、記念講演をお願いいたしますエルメスの齋藤副社長におかれましても、「吉本さん、スパは大事ですよ。スパは外国人にも大変人気がありますよ」と言われます。スパ、いわゆる温泉または温泉を使ったリラクゼーション施設ということでもありますけれども、「外国の方も大変好きですよ、人気がありますよ。町でも設置されたらどうですか」とそういうことはご助言をいただいております。

当町には、高齢者の利用を中心とした泊泉苑しかなく、舟屋の里公園内に入浴施設があると、本町の新たな観光資源となり、舟屋との相乗効果でさらに誘客効果ができるものと、また住民福祉の向上につながるものと考えております。

しかしながら、一方では施設建設費の捻出はもとより、営業におきましても、舟屋の里公園までの運搬コストに加えて、入浴に適した42℃前後まで七、八度の昇温が必要となるなど、インシャルコストとランニングコストの面を総合的に考えると、入浴施設単体ではなかなか経営的に厳しいものが想定されます。

私も町長にならせていただきましてから、この温泉施設についてはよくよく考えておりましたし、多方面にご相談を申し上げた経過がございます。我々の町村会のほうの首長さん方、いろんな方とお話しさせてもらって相談する中なんかでは、「いやー、吉本君、やめときなはれ」と。「もう、あのふるさと創生1億をもらったときにあちこちでやったんだけど、それが今老朽化してきて大変だ」と。「もう、その後始末でみんなもう頭を抱えているんだ」と。「よっぽどお前がもう

かるってわかるんならいざ知らず、こりややめといたらどうや」なんてことを助言されたものであります。そうでありますので、いいものではありませんけれども、すぐに実現というわけにはいかないかと思っております。

今後はそういった課題の整理を図る中、観光振興または住民福祉の観点からも、事業の是非について検討してまいりたく考えております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） 新しい課もできますし、ぜひシミュレーションだけでもしていただきまして研究していただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。答えは結構です。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、空き家、空き施設についてを通告議題とし、和田義清君の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは、通告書に従い、私の一般質問に入らせていただきます。

全国的な人口減少に伴い、現在、我が国は平成20年の住宅・土地統計調査によると、全国の総住宅数は5,759万戸、総世帯数は4,999万戸とのデータが上がっております。住宅数が世帯数を大きく上回っている状況であります。空き家率を見ると、昭和33年には2%台でありましたが、右肩上がりですえ続け、平成10年には11.5%、平成20年には13.1%となっております。

今後の人口減少に伴い、空き家及び空き施設は増加傾向なのは本町の現状をわかるように明らかであります。空き家、空き施設は空いているといっても地域の外観の一部でもあり、考え方によっては放置された状態により景観にそぐわないようになるようなことは、地域住民の安全性にとっても、美しい村連合に加盟し観光の活性化を目指す我が町の景観にとっても、決してよいことではありません。

同様の悩みを抱える全国の地方自治体では、このような空き家、空き施設を再利用したさまざまなまちづくりを試みておられます。成功事例として紹介されているのが、主に古民家としての空き家を利用した例が数多く紹介されておりますが、この古民家となっている空き家の多くは、いわゆる気密性が悪く、また天井が高いことから空調が効きにくい、台所が土間であったり、水回りが昔のままであったりと現代生活と比較すると不便な点が多々あり、加えて交通の便の悪い山間地域に点在している例が多く見受けられます。

一方、空き家に見られる古民家の多くは内外観に懐かしい雰囲気醸し出され、吹き抜けの土間空間や立派な古材のぬくもりなどが人々を引きつけてやまない一面も持っております。事実、町内にも定住者やセカンドハウスにそのような改装をされ住んでおられる方も現にいらっしゃいます。

しかし、山間地域の現状を見ると、旧住民の世代交代や交通アクセスの悪さ、廃村や過疎集落化が進行し、活用はおろか集落景観の維持すら危機的な状況にあるのが、全国の地方の山間地域の現状であります。少子高齢化の波が空き家の増加を招き、集落機能を低下させ、さらなる人口の流出という悪循環の中でこうした地域の世帯構成を見てみると、おのずと高齢者1人世帯もしくは2人世帯が多く、中長期的、本町の場合でいうと短期的に見てもこのままでは悲観的にならざるを得ません。

このような人口減少は地方に限られたことではなく、日本の人口は100年で半減するとも言われておりますことから、経済成長を目指し社会資本を拡大する時代から、都市部、農山漁村とともに生活の差をなるべくなくし質を高め、人口に見合った地域を形成し、寄り添って生活を送るための地域づくり、いわゆる合併統合による施策がおのずと進められてくると思います。この施策により、現実的には高度過疎集落は限りなく消滅する可能性は高くなります。よって地方はさまざまな施策を講じながら、空き家、空き施設も活用し、地方の歴史、文化などの無形資源を生かし、地域全体の再生を図る試みをされております。

NPO法人や民間団体、個人などの活用を支援する自治体も多く、空き家バンクを立ち上げ、情報提供し、助成金制度を設けたりしています。

活用例を大きく分けると、地元民の交流の場、福祉・教育関連活動の場、また文化・芸術活動などの活動拠点としての場、あるいは商業施設としての場、田舎暮らし体験施設としての場、移住・二地域居住の受け皿としての住民セカンドハウスなど住宅としての場、さまざまな活用の場として地域活性化につなげていける地域資源ともなるわけです。当然、今挙げた現状や活用事例の中には、本町として既に実施され、評価すべき効果が出ている事例もあり、また、地域実情に合わず、効果が見られないものもあるかと思えます。これまでも空き家、空き施設に対し議論もあり、区長協議会の方々を中心とした各地域の団体の方々が構成された空き家検討委員会で検討されていることも今議会で聞いております。空き家に関しては、個人の資産であることの限界点と地域事情によって大きく活用の差があり、空き家バンクの厳しい現状からも現実に困難なことが多いということも認識しております。

また、学校等の閉校となっている空き施設は公共の施設であることから、新用途を限度、決定するに当たり、財政上のことを含めた用途制限もあると考えられます。そして、この運営に地域住民がかかわる場合は地域住民の組織化の必要性があり、行政との強固な協力関係の構築と、再生利用決定時から運営まで常に一体感のある検討体制が必要となってきます。これらクリアすべき要因は容易ではありませんが、ぜひとも地域、ひいては町の活性化につなげるためにも、互いに協力していける体制の構築を目指していきたいところであります。

また、本町でも「住んでよし、訪れてよし」のキャッチフレーズで進められている海の京都構想を活用しながら、今あるものを最大限に生かし、観光による交流人口の増加をもって地域・町の発展を図るとしております。

新年度からは課も増設され、新たな取り組みがとれる体制となることから、行政と地域住民が一体となった空き家、空き施設対策が今後の定住促進につながることに期待し、協力していきたいと考えております。

以上の観点から、以下についてまず町長にお伺いいたします。

全国各地で空き家、空き施設を活用したまちづくり対策が行われております。本町におきましても、定住化促進住宅が整備され、定住者として定住された事例もあり、また、Uターン・Iターンを含めた移住者の方々に対しても、新築または改修の助成金制度を設けるなど高く評価すべき事例もあります。

しかしながら、少子高齢化による人口減少と流出は進行するばかりであり、さらなる空き家対策の強化と充実は必要と考えております。今後の本町におけるさらなる空き家対策についてお伺いいたします。

次に、教育長にお伺いいたします。

本庄中学校の跡地利用に関しては、以前、あり方検討委員会を設置し、方向性を決定する予定とお聞きしました。このような取り組みからは地域づくりの最初の大きな一歩だと捉えていますが、地域づくりに欠かせないのは若者であり、Uターン・Iターンの方々でもあると考えます。事を起こすに当たり必要な三者をよく「若者、ばか者、よそ者」と好意的に例えて言われることを耳にしますが、まさにこの三者に該当するのが若者であり、Uターン・Iターン者の方々かと思えます。

また、この一、二年は筒川・本庄地区にも、各地域の団体の活動に市内から大学生が参加し協力してくれていることをご存じかと思えます。これは域学連携事業に参加した学生の皆さんかと思っておりますが、この事業は全国の地方に大学生や教員が地域の現場に入り、市町村職員や地域住民と地域づくりに取り組み、地域の活性化や人材育成を目指すとともに、現場に出かけ学びや交流を重ねることにより訪れた地域を第二のふるさととして、心を通わせることになっているとも考えられます。

このような地域づくりに参加した20代、30代のいわゆるよそ者でもある若者は、地域によってはその後も地域にとどまり、就業、起業しているケースもあると聞いております。その先導者となっている人たちが、実は地域づくり組織の現場を担う若者であったり、Iターン、Uターン者が多いと言われております。もちろん全ての人がうまくいっているわけではなく、また、成功もしくは持続してやっておられる方は少数であり、彼らの活動は順風満帆に進み大きな注目を浴びているというわけでもありません。多くの葛藤や挫折もあり、その原因は若気の至りによるものかもわか

りません。

しかし、持続的な活動の陰にはこうした地元以外の若者と地域をつなぐ人材の存在が必要であり、その役割は、若者の思いや情熱をかみ砕いて地元へ伝え、そして若者に対しては地域社会の由来や歴史、人間関係やこれまで地域を支えてきた方々の思いを伝達し、それをうまくコーディネートすることによって、若者とともにより元気とすがすがしい気風を地域社会に吹き込み、単発的で一時の勢いだけではない持続可能な取り組みができると思います。

持続可能な地域づくりを行うためにはこのような構図が必要ではないかと考え、以下の点をお伺いいたします。

検討委員会の委員の選出基準と方法、検討期間はどのようにお考えなのかお示しください。

再利用決定した場合の決定から運営に至るまでの期間とプロセスをどのように想定されておられるかお示しください。

旧朝妻小学校の今後の活用予定がおわかりでしたらお示しください。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、私のほうから最初に空き家対策についてお答えをしたいと思います。

本町においても、空き家、空き施設の対策については定住目的として、町が主体となって改修したもののや法人が主体となり改修した空き家の経費に助成を行うなど幾つかの成功事例がございます。

また、空き公共施設の活用については、本庄上にあります旧伊根町機業センターをIターンを望む方へ貸し付けるなど定住化に向け成功した例として挙げられるところでございます。

空き家、空き施設の対策は伊根町だけでなく全国的な問題となっており、今後は改修等の対応をしなければ空き家が放置され、農山漁村の町並みを崩壊させかねないことに危機感を感じているのは、どこの町でも同様であろうかと思っております。

現在、空き家の把握及び所有者の意向調査をはじめ、Iターン者となる移住者の方と地域に住んでいる方々を結び、共生しやすい仕組みなど地域のルールづくりの作成に向けて取り組んでいるところでございます。

ちなみに、篠山市では空き家が流動化しない大きな理由として、所有者は仏壇があり先祖を祀っている、盆、暮れには使用する等の理由を挙げる方が多くあるそうですが、実際には、お金の困窮と思われる、地域になじめない人に貸したら周囲に迷惑をかける等が本当の理由ではないかと言われております。

本町の今後の対応としては十分な情報収集を行い、民間同士での取引ができない案件については町が中間に入ることで、町並みを守るために貸すという大義名分を形成することが重要な点であると考えているところでございます。個別具体的な例は多々ございますが、何よりコミュニティの合意が重要であり、伊根町の暮らしを体験できる場所にするとの合意のもとで、空き家を町のために使うという大義を形成していくことが重要と考えているところでございます。

加えて、地域によっては古民家再生、六次産業化、体験観光を一緒にして、地域にあるものでできる唯一のものを売り込むことをコンセプトとして打ち出し、地域住民との連携のもと、改修等も含め、手がけていくような対策を必要と考えているところでございます。一步一步進めたく考えております。

また、来年度から企画観光課を立ち上げます。いわゆる田舎の小さな地方自治体、いわゆる専門性、企画力が弱ございます。そういったものをカバーするために課をふやし、企画観光課を独立させます。予算組みはしておりませんが、そういった企画のほうで私も考えるんですけども、今、具体的に一つの事例を挙げて、この古民家なら古民家、空きである、実際に一つの考え方をその持ち主に、私みずからも現実に行って町の思いを伝え、その所有者の方の思いも聞いて、協力して一体この伊根町のために、この古民家のためにどうすることがよいのかと、どういうふうに進めさせることができるのか具体的な話をしてみる必要があるかなと、そういった企画をしていきたいなと思っております。そういった具体的な成功例を一つでもつくれば、おのずと次はやりやすいんじゃないかなと、そうも思っておりますし、また例えば寄附があります。寄附と言われても、大

概寄附するというお家はがたがたなんです。もうほとんど潰れかけておる。自分で潰すのは嫌だから、町にお分けて町で整理してちょうだいね、そういうのもあります。そうでなくて、逆に手直しすれば十分に使える、じゃここで差をつけるかですね。これは要らないこれはいただきますよと、やりにくい。ここは一つ腹をくくって予算をつけて、町がすべからく買い取って町のために、ここは解体して整備をする、これは修復して定住促進に使うと、そういったことを具体的にする時期に来ているのかなとそういう思いであります。しかしながら、これはことしまだ予算づけもしておりませんし、企画で検討していこうと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 続きまして、和田議員のご質問にお答えします。

初めに、本庄中学校の跡地利用につき2点について。1点目は、検討委員の選出基準と方法、検討期間について、2点目は、再利用決定した場合の決定から運営に至るまでの期間とプロセスをどのように想定しているのかにつきまして、結論を申し上げますと、検討委員会の設置は現在、予定いたしておりません。平成21年8月にまとめました伊根町立小・中学校統廃合計画の中で、廃校となる施設の有効活用について、もし廃校となる施設については町長部局また地域の皆さんと十分協議の上、幅広い有効活用を検討していきたいとしています。今は検討委員会の設置は予定いたしておりません。また、今後の方向性も決めてはおりません。

ご承知のように、4月1日から本庄中学校が廃校となりましても、校舎活用の都合上、1学期間は伊根中学校の仮校舎として使用いたします。今後の方向性を検討する時期は、いまま少しはあるように思います。仮に今後、日常的に町民の皆様やさまざまな人たちが出入りしたり、職員が常駐するような施設として使用するのであれば、耐震補強、内部改修等が必要になってこようかと思えます。改修等には多額の予算が伴いますので、財政面からも大変厳しい状況であることをご理解いただきたいと思えます。

また、9月以降、このまま現存させていく予定にいたしておりますが、年間の管理費が必要になってまいります。今後の経費のことを考えますと、一時的に多額の費用を要しますが、いっそ解体し更地にすることも選択肢の一つではないかとも考えます。仮に解体し更地にした場合、新たな施設を建設すれば耐震面やたくさんのクリアできることを考えると、計画にもよりますが、そんなに大きな建物の建設にはならないのかなと思えますので、効率のよい有効な活用ができる施設に生まれ変わるのではないかとも考えられます。

町財政面から含めると、町長部局との協議が必要になってまいります。いずれにしましても、本庄中学校の備品や伊根中学校の解体に伴います教材用具、備品類の保管場所として当面は使用していく予定としています。校舎、体育館、グラウンド一体の跡地利用につきましては当面計画はないものをご理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目の旧朝妻小学校の今後の活用予定について答弁します。

ご承知のように、平成17年から廃校となり、現在は校舎等につきましては文化財・資料等の保管場所、住民生活課が実施しておりますリユースショップに使用いたしております。体育館につきましては、グラウンドとともに社会体育施設としまして活用していただいております。また、議員と同様に、朝妻地区区長協議会からも旧朝妻小学校施設の有効活用の要望をいつも受けております。現在のところ、計画なしと回答をさせていただいているところであります。

廃校施設、空き公共施設がふえてまいりますので、本庄中学校の跡地活用の答弁と同様に地域性、老朽状態など全般にわたり検討し、解体を選択することになるやもしれません。いずれにしましても、これといったよい案が見出せない現状でありますので、今後も現状のままとしていく考えであります。

以上で答弁終わります。

○議長（宮下愿吾君） 再質問ありますか。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） ご答弁ありがとうございました。

ぜひとも空き家の対策のほうに関しましては、町長今おっしゃっていただきましたように、場面というか、家によっては本当にご提供していただいている家もあるというふうにお聞きしています

ので、先ほど町長がおっしゃいましたように、町長のご英断と行動力に期待しまして、より定住促進もしくは町の景観を損なうことのないように、町民にとってプラスになるような方向でやっていただきたいと思います。

それと教育長に対しては、ちょっと私、勘違いをしております、地域の方々の意見を聞いてというのが検討会というふうになんか勘違いしておりますんであれだったんですけども、当然地域の方々のご意見を聞いて、今おっしゃられましたように、非常に財政上の問題でかなり厳しいものがあるというのは現実、またその学校、空き施設がある地域によっても跡地利用の利用反動というのがどういうことなのかということも十二分に考えていかないといけないところがあると思いますので、ぜひともそのアイデアであるとか、ここの跡地をどうするであるかというのは、いろいろな地域の役をされている方からお聞きするのもいいんですけども、広く募っていただきまして、若者であったりとか、今私が言いましたようにUターン・Iターンの方なんかもまた違った側面でそういうことは見られると思いますので、そういう形でいろいろと意見聴収をしていただきまして、よりいい方向にやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、和田義清君の一般質問を終わります。

次に、介護保険要支援の切り捨てについてを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、通告に基づきまして質問に入ります。

医療、介護など社会保障の改革の道筋を示しましたプログラム法案が昨年12月に成立をしました。その中身は、医療では70歳から74歳の医療費自己負担割合を1割から2割に引き上げ、国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に移し、介護では要支援者向けサービスを段階的に市町村事業に移行するなどであります。

こうしたことを2014年度から2017年度までに実施することがここに明記してあります。改革は計画から実行段階へ移ることになります。当初は介護保険で国の負担を抑えるために、要支援者を保険給付の対象から外す、利用料は所得によって2割に引き上げる、特別養護老人ホームの入所は要介護3以上に限るなどの改革を打ち出していましたが、これに対し、関係機関や自治体、利用者などから大反対の声が上がり、介護保険だけに限って見ますと、政府は訪問看護やリハビリなどは継続することを明らかにしています。

しかし、在宅介護のかなめであります訪問看護や通所介護につきましては市町村に移管する方針は変えませんでした。ヘルパー派遣やデイサービスは自立支援のための重要なサービスでありまして、要支援者には欠かせないサービスであります。それを政府が保険給付から外すことは、要支援者切り捨てだと言わなければなりません。

要支援1、2と認定されている高齢者は伊根町の場合、25年度の3月末では、要支援1の方は22人、全介護保険内の構成比が8.7%、要支援2の方が47名、構成比18.6%、合わせて69人、構成比27.3%に上っています。

プログラム法案というのは、中長期的な計画を示した工程表です。ですから、社会保障改革もプログラム法案が臨時国会で成立して、それからようやく具体的な改革に向けた議論が始まるというわけでありまして、つまり、プログラム法案とは、ある特定の政策について大まかな内容や日程、実現の手順などが定められてありまして、それだけでは改革は実現できないのが、それがなくてはならないという改革が進まないという法律だと言えます。

今回の法案も分野ごとの改革メニューをいつから実施するかというスケジュールが中心であります。そして、このプログラム法案の成立後、個別の改革メニューは、まず厚生労働省の審議会などで具体的な内容が検討されます。その上で分野ごとに法律を改正し、関連法を取りまとめなければなりません。社会保障改革のための細かい内容の詰めはまだこれからだということでありまして、

初めに述べましたように、声を上げれば中身が変わることもあります。要支援者への訪問・通所介護を介護保険制度から外すことについて政府にぜひ撤回するよう求めるべきであります。町長のこの点での見解を伺いたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

議員ご質問の介護保険要支援に係る制度の改正についてでございますが、介護予防は地域特性に合った生活支援サービスの提供が必要であるとして検討が始められ、中でも要支援者のニーズは公的介護サービス以外の生活支援のサービスが必要として、要支援1、2の方の介護予防保険給付を地域支援事業に移行する案が出されたところでございます。

しかしながら、検討を進める中で実施主体となる市町村による円滑な事業実施が重要であり、予防給付に変わる受け皿の準備に時間をかけて行う必要があることや事業費の上限設定と財源をどのように確保するかなど、市町村が取り組みやすい制度設計にするべきであるという意見などから、昨年11月に、基本的な考え方を維持しつつ一定の見直しを行うとされたところでございます。

見直しの概要としては、介護の視点化・観点化、明確な訪問看護やリハビリなどについては従来のおり介護保険の予防給付の扱いとして残すこととされ、サービス提供事業所が少ない伊根町にとっては、今までの仕組みを変えることなくサービス提供できることになり、ありがたい見直しであると言えます。

しかし、議員おっしゃるとおり、訪問型サービスと通所型サービスなどは当初の考え方のとおり、新たな総合事業サービスとして移行されるとされております。移行される訪問型や通所型のサービスについては、今まで全国一律のサービス内容でありましたが、ひとり暮らし、高齢者世帯が生活行動の中で困っていることとして、家の修理や自治会活動、掃除、買い物、散歩や外出要望など、要支援者のニーズが多様であることが挙げられ、多様な主体によるサービス提供を進めていくことが必要であるとして移行される見込みでございます。

例えば訪問型のサービスであれば掃除、洗濯、ごみ出しなど、また通所型のサービスであればデイサービス、サロン活動など、既存の介護事業所以外にも住民ボランティアやNPO、民間事業者等が提供できる仕組みを構築し、多様な事業主体による多様なサービスの提供が行えるよう体制を整えることになるため、よりニーズに近いサービスも可能になるといった移行によるよい面も生まれるものと思います。

私かつてはヘルパーの方をたくさん養成しまして、長野県の泰阜村でしたかね、あのようなげた履きヘルパー、みんなで、みんなが高齢者の皆さんを見守って、そしてお助けをして、そして、施設じゃなくて、在宅でみんなで見ようじゃないかと、そういう方向に持っていけないかとそういうことも言わせていただきましたし思っております。そういう意味合いでいきますと、この方針はまあまあそれに沿っているのではないのかなという、そういう思いもでございます。

また、議員ちょっと懸念をされておりましたボランティアにそういったサービスができるのかなと通告書のほうではそういう疑問も持っておられます。しかしながら、専門知識を必要とする支援については専門的なサービスの提供ができる者が、そしてボランティアはボランティアに提供できるサービスの範囲内でと支援をいただく内容を区分することになりますので、余り危惧はできない、する必要はないのかなという思いもでございます。

またそれよりも、当町のような町にありましては、そういうボランティアをどれだけ募ることが現実にできるのかなと。仕事の内容はできるものであろうかと思えます。ただそのできる内容のボランティアが集まるかどうか。いわゆるマンパワーの確保ができるかどうか、私はその辺を心配するものでございます。

また、この制度の改正のスケジュールは大枠について閣議決定され、平成26年度中に必要な法整備を行い、27年度から移行することとなっております。議員おっしゃるように全国的な一大キャンペーンでもやってやれば、またぞろ何か変わるところもあるのかなとも思わないわけではありませぬけれども、もうここに至っては閣議決定され、このような予定で移行されていくのでありますので、ここに至ってはもう国へ要請をしてもなかなかかなうものではないのかなと、そういう思いでございます。

制度移行に伴う詳細がまだ十分に見えていない中ではありますが、制度移行については市町村の準備期間を考慮し、条例を制定することで2年間の猶予期間を設け、平成29年4月からの移行とすることができます。また、平成26年度には第6期伊根町介護保険事業計画策定の年となっておりますので、本件についても十分考慮した計画策定に努めることとしております。この間に、昨年

9月、大谷議員の質問でも答弁しましたように、制度移行によるサービスの低下を極力避け、伊根町の高齢者対策として、その対応に取り組みたく考えております。

また、サービス提供事業者の選定等について近隣自治体との連携も必要であると考えており、効率的でよいサービス提供に向けた仕組みづくりを進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 大谷功君。

○9番（大谷 功君） 医療関係団体の介護保険の改悪が実施をされた場合の影響についてということで、介護プランをつくるケアマネージャーさんらを対象に行ったアンケート調査というのがあります。要支援者への訪問・通所介護が市町村事業に移されてサービスが削られたり利用できなくなれば日常生活ができなくなり、介護度が上がるとみられる事例が60.8%に上がるなど介護保険の改革への懸念が続出をしています。

ケアマネージャーさんのコメントによりますと、「ヘルパーの調理支援がなくなると栄養管理ができなくなり、病状悪化が予想される」「夫婦とも要支援なのでサービスが減ることで共倒れの可能性もある」「生活援助は家庭援助にとどまらない心のケアとなっており、なくなると意欲低下が起り身体状況を悪化させる」「認知症で被害妄想があり、ボランティアのかかわりが可能か疑問だ」「通所介護を利用できなくなれば、活動量や意欲が低下して認知症も進み、家族の介護負担がふえて就労が困難になる」このような不安が出されています。ぜひこういうことにご理解をいただきながら、ボランティアグループにスムーズに移管ができるように十分検討をいただきたいことをお願いしまして質問を終わります。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、サル対策についてを通告議題とし、泉敏夫君の発言を許します。8番、泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） 一般通告書に従いまして質問をさせていただきます。

猿対策につきまして、町長さんをはじめ職員の方のご尽力や地域の方々のご協力により、猪被害防止金網フェンス等が設置されたことを厚くお礼申し上げたいと思います。

町長さんは何回も同じことを聞いていると思われるかもしれませんが、それぐらい猿の被害は深刻であります。伊根町の猿は京丹後市や宮津市もその活動エリアにしています。最近、京丹後市では市が中心になり、サル追い払い隊を1班4名、活動は2名で、4班体制で行っていると聞いております。猿の追い払い活動を1日2回約2時間、支払い金額にいたしまして、車代を含め5,400円程度支払われているというように聞いております。結果、追い払われた猿が伊根町に多く出てくるように思われます。もう朝は毎日、猿の鳴き声を聞かない日はないというような状況でございます。

伊根町でも、行政、地域が協力して追い払い隊をつくり、追い払いを実施できるような体制づくりが必要ではないかと思えます。追い払い隊により雇用にもつながると思えますが、いかがでございましょうか。

昨年度、猿の集団捕獲をするため、おりを購入され設置されましたが、その後の管理方法、捕獲状況はどのようになっているのでしょうか。

伊根町における猿の生息頭数、農作物における被害金額、発生区域の把握、また京丹後市の追い払い隊の事業効果、メリット、デメリットを聞いておられましたら、お教え願いたいと思えます。

猿の被害に対しての対策を何とか早急に実施していただきたいと思えます。

また、ことしの猟期も間もなく終わろうとしておりますが、猟期に入り猟師さんが山に猪の捕獲に行かれますが、近年では他市町・府県から多くの猟師さんが来られると聞いております。有害鳥獣の駆除の観点からは多くとっていただくことは大変ありがたいことでございます。しかし、狩りのマナーの悪い猟師さんもおられるようです。ある集落では猟犬がさまよっていたり、住宅密集地で発砲もあったと聞いております。このような狩りに関するトラブルの連絡体制及び指導体制をどのように町として考えておられますか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、猿対策についてのご質問でございますが、まず1点目の猿の追い払いの実施体制づくりについてのご質問でございます。京丹後市では、追い払い隊を結成し活動

されております。この活動は京丹後市の丹後町で市と地域が一体となって追い払いをしております。しかしながら、実際には市から委託を受けたシルバー人材センターが行っておるようであります。追い払いは地域の人が男女年齢を問わず、参加できる人、多くの人で活動することが大事と言われておりますが、実際には任せきりのようであります。

体制整備は必要であります。活動が行える地元の方々の協力、自助が一番大切であると考えます。それがなければ追い払い隊の効果も意味もありません。議員がおっしゃるように行政と地域の協力のもと、一体となった取り組みを検討いたしたく考えますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

他町のことで悪口言うのは悪いですが、シルバーにお願いして料金を払って何日間かやっていただく、やめてしまえばこれはもとのもくあみですね。そうじゃなくして、議員のおっしゃるように地元と町で協力しまして、出られる方に出させていただいて、常に出てくれば追い払うというそういう体制ができれば理想的であろうかと我々も考えておりますので、どうかご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

2点目の猿捕獲おりによる捕獲状況のご質問でございますが、初めに本年度の捕獲につきましては、伊根町野生鳥獣被害対策運営協議会が実施主体となり、大型捕獲おりを新井地区に設置し、個体数調整を行うため餌づけを行っている状況でございます。これ昨年11月に京都府さんのほうから許可を、申請し許可を11月にいただきましたので、それからの活動となっております事業実施でありますので、まだ捕獲はしていません。これは25年度と26年度で宮津市と共同で、周年で宮津A群の集団捕獲を目指しております。目標は150頭の群れを50頭程度にするものでございます。

猿の生息数や行動範囲でございますが、以前にも述べましたように伊根町では4つの群れがございます。3つの群れの活動域は本庄、筒川、朝妻地域で、伊根A群、B群、C群と呼んでおります。残り1つの群れは伊根、朝妻、養老地域であり、宮津A群と呼んでおります。4群の総頭数は330頭と言われております。いわゆる伊根A群が50頭、伊根B群が50頭、伊根C群が79頭、宮津A群150頭ということになります。

猿の被害は、農作物被害の報告を受けたものだけで1,200万円に上ります。実際には、この倍以上の被害があると思われまして、作物以外の被害も多くあると考えております。

町内全ての地域で追い払い隊による追い払いが地域ぐるみで行われ、人間は怖いということを猿に教えることができれば、先進地区同様に猿が人の生活区域から従来の山へ帰ることが期待され、出没頭数も自然に減少し、被害も少なくなるなど、地域ぐるみの追い払い活動の継続こそ大きなメリットがあると考えます。また、デメリットは追い払いをされる方々の労力でありましょう。これが重荷になるようでは継続できません。地域全体で取り組むことにより負担を軽減し、継続することが最も重要であると考えており、本町も引き続き、自助・共助・公助の精神で支援してまいりたく考えております。

最後に、町外から狩猟に来られる方のトラブル等のご質問でございますが、住宅密集地での発砲については銃刀法違反容疑が考えられます。直ちに最寄りの駐在所または警察への通報をお願いしたいと思います。また、町にご連絡いただければ、警察署等関係機関に連絡し、対応していきたく考えております。

また、狩猟者への指導は、これにつきましては、町が直接指導する立場にはありませんので、マナーの悪い事例や相談、合わせて町にご連絡いただければ、狩猟の許可を行っている京都府等関係機関へ連絡し、対応を図ってまいりたく考えております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 再質問ありますか。泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） これからはサツマイモの時期になり、余計猿が暴れるいうんか動く時期というように思われますし、それから先日、野室のほうへ行くと大きな金網の柵がふたがしたまま置いてあるというもったいない、まあ猪をとる柵だろうとは思いますが、ふたが下りたままだと全く今はもうとってはいけない時期なのか、そういうようなせっかく施設があるのに活用されていないというように思われますので、それらも十分活用して猪及び猿について捕獲のほうをひとつよろ

しくお願ひしたいというように思います。それをお願ひし、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） せっかくつくった檻なんかでも中には使用していない檻もあつたりいたします。それにつきましては、いわゆる先ほども申し上げましたように、自助・共助・公助でありまして、そこを地元の方で管理いただく方がいないと、これは開けることはできないんです。そこを何とかお願ひしたい。こちらとしてもお願ひしたいわけでありまして。

また、大型檻につきましても、現在、先ほども申しましたけれども、新井地区に設置をいたしまして餌づけをして、そろそろ捕獲に入る時期であろうかなと思っております。しかし、現在、調査をして新井地区でということでしたら、出せないですね。新井に。どういうわけだか。逆にそういうことでも、泉議員に苦言を申すわけじゃないですけども、蒲入地区なんかは常にやられておるんだから、蒲入地区で設置させてほしいと言ったら地元で断られるという、そういうこともあつたりしますんで、お互いですね、お互い自助・共助・公助の思いのもとでいろんな形でみんなと一緒に取組んでまいりたいと思いますので、その辺のともご理解のほどをよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、泉敏夫君の一般質問を終わります。

次に、リハビリテーション支援体制の構築について及びふるさと納税促進についてを通告議題とし、上辻亨君の発言を許します。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） 午前中の卒業式ご苦勞様でございました。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

リハビリテーション支援体制の構築について。リハビリテーションとは、脳卒中やけがなどで失った機能を本来あつた機能へ回復を目指して訓練するなど一連の行為であります。寝たきりなどの発生を可能な限り予防する予防的リハビリテーション、障害が発症すれば早期に開始される急性期、そして回復期リハビリテーション、寝たきりなどの進行を阻止する維持期リハビリテーションといったものがあります。

日本人の死亡原因第3位に脳卒中があります。平成20年の調べによりますと、患者は全国で約134万人と多く、発症後の生存率は5年で30%と死亡率も大変高くなっています。ここ10年医学の進歩で発症後、倒れた直後から24時間以内にリハビリが開始され、早ければ早いほど日常生活へ復帰する確率が高くなっています。しかし、現実には患者の多くが障害の重さや年齢、体力の違いからこれ以上改善が見込めず、後遺症を維持するためにリハビリを続けています。高齢化社会を迎え、発症数の増加が推測される中、こうした患者をどのように地域で支えていくのかが重要な課題と考えます。

当町におきましても、現在50名の方がリハビリを受けておられます。当町にはリハビリ可能な事業所もなく、リハビリを受けるために他市町へお願ひするしかありません。住みなれた地域において、生涯にわたって生き生きと生活を送ることができるよう、また一日も早く社会復帰できるよう、地域リハビリテーション支援体制の構築をぜひ推進していただきたいと思ひます。

昨年、与謝野町では新たにリハビリ棟を開設されました。当町でも、今後リハビリ可能な施設の新設を考えますが、町長の考えをお聞ひしたいです。

次に、ふるさと納税促進について質問をさせていただきます。

ふるさと納税は過疎化に悩む自治体を支えるため、ふるさとへの寄附を促そうと平成20年に始まった制度であります。例えば今の住居地以外の自治体に寄附すると、確定申告で寄附した金額から2,000円を引いた分が所得税で還付されたり、住民税が減額されたりします。つまり、A市に住む人がB市に5万円寄附をすると4万8,000円減税されます。

制度が始まった当初は、余り利用する人はいなかったのですが、東日本大震災で被災地に義援金を寄附したときにもふるさと納税による税額控除が受けられるということで一気に制度の認知度が上がりました。ならば、被災地だけでなく、我が自治体にも寄附金を取り込もうと寄附した人に地域の特産品を送るなど、また毎年寄附をしていただくためにポイント制にするなど、全国の市町村ではさまざまな取組みをされているようでありまして、当町においては毎年どれくらい寄附があ

るのでしょうか。

また、寄附金が一般財源に繰り入れられて何に使われたかわからなくなるよりも、例えば、観光客への支援、教育、文化財保護等、用途を幾つか設け、選択できるようにしたらいかがでしょうか。当町では、ふるさと納税として集められた寄附金、どのように活用されているのでしょうか。

また、多くの自治体では、ふるさと納税をしていただくために、いろいろな取り組みや努力をされております。当町では現在どのような取り組みをされているのでしょうか。

今後、ふるさと納税は財源確保、収入源としても大切なものと考えますが、寄附の呼びかけによって伊根町への関心を深めていただくきっかけづくりになるようなプランニングが大切だと考えます。例えば、ふるさと納税がきっかけで生まれ故郷に関心が深まる。関心が深まることによって伊根町に足を運ぶようになる。足を運ぶことによって住んでみたくなる。そんなふるさとへの関心から納税、納税から交流へ、交流から定住へ思いが深まるような、心と心がつながる企画をしてみてもどうかと考えますが、新たな取り組みの考えはないのでしょうか。

以上、町長のお考えをお聞きしたいです。

以上について答弁を求めます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、リハビリ支援体制に係るご質問でございます。

リハビリとは従来から言われているような単なる機能回復だけでなく、現在では人間らしく生きる権利の回復や自分らしく生きることが重要で、そのために行われる全ての活動がリハビリテーションであります。機能回復はもちろんのこと、日常の生活の活動を高めることで社会への参加を可能にするなど自立を促し、健康を維持・増進し、健康寿命を延ばして生きがいを持って生活する観点として捉えられており、高齢化の進展した当町では重要なことであると認識をしております。

今、伊根町内では宇川診療所でリハビリを受けておられる方や伊根デイサービスセンターや訪問看護を利用される方の中にも、リハビリの視点を重視した内容を利用されている方が全体で約50人程度おられます。このほかにも各種保健事業や介護予防事業を行う中で、加齢とともに膝や腰の痛みを訴え日常生活に支障を来し、リハビリ指導が必要だと考えられる方は多数おられます。

しかし、伊根町にはそれらサービスの要求を受け入れる受け皿が少なく、事業者の参入にも困っているところでございます。

伊根町においては、予算上には計上しておりませんが、2年前から伊根町高齢者福祉保健ネットワーク会議の中で丹後リハビリ支援センターや保健所、丹後福祉応援団、さらには長寿苑や社協など町内の関係事業所が連携したリハビリを考える部会を設け、伊根町におけるリハビリのあるべき方向性を見出そうとしているところでございます。

その中の検討内容といたしましては、理学療法士の配置検討のほかに、町内の看護や介護職に対しリハビリの要素を中心とした研修も開催しているところであり、一定の成果が出るものと考えております。

今、地方包括ケアの概念により病院などから在宅療養への移行が進みつつある中、リハビリの視点を持つことは施策を実施する上で大きな柱の一つであると言えます。今後も関係機関による検討を進めていく中で、理学療法士の確保、さらには議員ご質問の施設の新設なども含めて、なるべく早い段階で伊根町流のリハビリの方針を出したく考えております。早くと言ったらいつなんだという話になりますけれども、26年度中にはその方針を固めたく思っております。

続きまして、ふるさと納税でございます。

質問の1点目、納税額のご質問でございますが、毎年度決算書でもお示しのとおりであります。平成20年度が205件326万6,000円、平成21年度が390件395万6,000円、平成22年度が284件446万9,000円、平成23年度が230件で487万6,000円、平成24年度が172件で317万4,000円、平成25年度は2月28日現在で112件240万円の見込みとなっております。

2点目の寄附金の活用についてでございますが、これは基金条例でうたっております。1つには舟屋の維持、保全及び整備に係る事業、2つ目に町並みの美化、景観形成等にかかわる事業、3つ

目に少子高齢化対策にかかわる事業に活用することとなっております。目的ごとに資金を3項目の基金に分割して基金造成をしております。一部、生き生きまちづくり応援基金に充当したほかは基金の状態にて現在、管理をしております。時間軸から考えますと、具体的な使途目的を定めて使途していくことが必要な時期に来ているかなと思いますけれども、3項目の基金残高、基金造成額を考えますと、もう少しまとまった金額が必要でありますので、ここ数年は様子を見たく考えております。

3点目の取り組み状況でございますが、本町では現在、封筒印刷によるふるさと納税の募集広告、町のホームページ、同窓会サポート事業でのPRなどがございます。また、特産品などの特典つきふるさと納税として寄附を募っているのが現状でございます。

4点目のふるさと納税促進策についてですが、高額な特産品などの特典つきで寄附金を集めるやり方がテレビ等で紹介をされ、大変話題となる中、しかしながら、そういったやり方はふるさと納税の趣旨に反する、そういった厳しい指摘がされているのが現状でございます。

本町では町の特産品のPRと販売促進を兼ね合わせるなど、身の丈に合わせ華美にならない範囲で特典をつけながら、ふるさと納税をお願いしているところでありますので、今後これ以上大きく目立つような募集の手段は考えていないわけでありまして。ただし、現状のPRの検証はもちろんでございますが、他に周知の方法や手段がないかは引き続き検討していく必要があると考えております。

ちなみに、町民の皆さんみんなが町外の親戚、縁者または友人、知人の皆さんに伊根町ふるさと納税の趣旨、または、お得ですよというようなことを周知していただければ大変ありがたいかと、手前勝手に悪いですが、そんなことを思っているところでございます。

議員もまた何かよい手立てがおありでしたら、具体的にご教示いただければ今後の参考とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） リハビリテーション支援体制のことなんですが、町長も前向きに取り組んでいただけるように聞きましたが、理学療法士さんとか作業療法士、また言語聴覚士といった専門職の確保に向けての向上も進めていってほしいと思いますのと、それから、ふるさと納税ですが、町並みに係る美化だとかそういうことにつかわれておるとか今聞きましたが、そういったことに関してまた観光客に、これはふるさと納税でこういうものができましたとかいうような看板を設置するなどということも、ちょっといいのかなというふうに思うわけです。

また、ふるさと納税の促進ですが、ふるさと納税ポータルサイトなどというサイトもございまして、そういったところではさまざまな取り組み事例なども見られますので、今後またそういったところも参考にいただければなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 先ほど申しましたが、基金条例のほうで町並みの美化であるとか景観形成に係る事業に使いますということはどうなっております。しかしながら、その3項目の基金の造成はまだ余りたくさんではないので具体的な事業はまだやっていないわけです。そうでありますので、なかなか何かできて、これはふるさと納税でできたんですよ、そうアピールするのはまだないので、なかなか看板の設置まではいかないかなと思っております。

先ほど申しましたけれども、町民の皆様は頼むばかりでは悪いんですけども、そういったふるさと納税お得ですよということを言いたい、お知らせ言いたい。住民の皆さんもでありましょうけれども、やはり観光協会なども通じまして観光客の皆さんにもそういう特典のところを華美にならない程度にやっていきたいと思っております。

今、全国各地ではやっております。もう何か黒毛和牛が何キロもやって来たり、来ますんで、やってみりゃわーという話になれば、伊根町であっても、例えばマグロの大トロが500g届くとなれば、それは2,000円でそれが届くんですからね、それはどんどん来るかと思っておりますけれども、ちょっとそういうことは全国的にいかがなものかなと。テレビではやり出しましてから、ちょっと

批判がきついうであります。現実には、2,000円でそんなもうけがみんな回ってくるんでしたら、みんなそれが全国でやり合いになれば、一体誰が損するんですかねという話になりますね。納税という税の話にとってはちょっとおかしな仕組みになろうかと思えます。その辺のことも考え合わせながらも現状の伊根町に対する熱い思いを酌めるように、酌んでいただければ損はさせませんよというぐらいの辺で、何とかPRを進めたいと思っております。

もう1点、リハビリであります。

リハビリは大事であろうかと思っております。しかしながら、なかなか私なんかも言ってみればけちなほうでありまして、リハビリ、理学療法士の皆さん、どこかあちこちで定年退職を迎えられた方がおられたら、なんとか安くで再雇用みたいな形でできないのかなと思ったりもしているんですけれども、なかなか新しい制度でありまして、そういう方が見つからないのですね、看護師さんみたいには、見つからない状況であります。

そうなりますと、与謝野町みたいにうちの町で同じ規模ですね、理学療法士を二、三人雇い、またその施設等を建ててやるとなれば、これはもうお金さえ出せば施設に1億ほどかけて、毎年3人雇えば3,000万ぐらいの給料を福利厚生全部含めてですけれども、予算組みすればできるのはできるんでしょうけれども、なかなか、なかなかですね、我が町におきましては、よっぽどのよき財源なり補助金がつく、その裏手ができるものがないとなかなか踏み切れないところがあります。

しかしながら、そういうことも含めまして、26年度1年かけて方向性を見出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(宮下愿吾君) 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

休憩をいたしたいと思えます。15分ほどの休憩で3時5分の再開にいたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

休憩 14時52分

再開 15時05分

○議長(宮下愿吾君) 再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長(宮下愿吾君) 日程第3、議案第1号 平成26年度伊根町一般会計予算を議題とし、これから討論を行います。

まず最初に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、大谷功君。

○9番(大谷 功君) 私は、平成26年度一般会計予算案に賛成の立場で討論に参加をいたします。

本予算は、平成25年度対比5億7,000万円の増額16.6%増で、昨年度に続きます30億円を超える町民支援にも力を入れた積極的予算となっております。

過去、宮津市との合併問題のときには、行財政運営は極めて困難が予想され、伊根町単独ではやっていけないと言われたものですが、今となっては少しの困難な時期を乗り越え、35億円という予算を計上し使うことができることに、単独で残ってよかったなと感慨深いものがございます。

さて、本予算であります、事業別に見ますと、健やか子育て医療費助成事業では高校生卒業までの医療を完全に無料化したことは画期的なことでありまして。小さい町だからできる事業で、伊根町の子育て支援に対する並々ならぬ思いを京都府下中に示しました。大変すばらしい事業であります。

今後は、こうして大事に育てた子供たちにいかに伊根町に定住してもらい、またUターンをしてもらい、若い知恵と力を伊根町で十分使ってもらおうかということが大きな課題となります。大きくて大変難しい課題ではありますが、このところ今後はメスを入れていく必要があるのかなと考えています。

次に、オレンジプラン推進事業では、増加傾向にあります認知症対策として専門職の育成、認知

症ケアプランの作成など期待されるところであります。

町道改良事業では、町民要望の高い生活関連道の改良が図られ、これも期待するところでございます。

まちづくり推進事業では、まちづくりを推進しようとする団体にとって大変有意義な制度かと思っております。町内各団体に十分な周知をいただいて、効果的な補助金となることを期待しています。中でも活き生きまちづくり応援交付金は比較的自由に使える補助金として自治会にとって便利なもので、全自治会で有効に活用されることを期待します。もう少し予算があってもいいのかなと思っておりますが、今後の増額にも期待をしております。

住宅改修助成事業では、町内の中小業者の仕事確保につながり、地域を本当に元気にするという点で町内的にも波及効果があり、大きく期待しているところでございます。農業分野では、新規就農支援事業やほんまもん京ブランド産地支援事業などで若い農家が自立をして伊根町の農業の中心となってもらえることが望まれ、さらに今後、空き農地がふえてくると予想されるなかで若い方々が張り合いをもって農業ができるような基盤の整備と支援の充実、協力農場プランの策定支援など今後も期待をしております。

また、今年度から5年をかけて始まる農政の大改革で、これまでは小さい農家も大きい農家も力を合わせて農地を守ってきておりましたが、これからは大きい農家に支援がシフトしてまいります。伊根町の農業がどうあるべきかのあり方から再検討しなくてはならない状況になると思っております。町独自の支援も含め、農家と農村集落の維持・発展のために検討が必要かと思っております。

有害鳥獣対策では、鳥獣の捕獲と追い払い、侵入防止柵設置の3点を効果的に実施されることが有害鳥獣対策の中心となることがまとめられてきています。さらにこの点を深く追求することが求められ、このことが経営的農家だけではなく、お年寄りの家庭菜園をつくる意欲につながり、お年寄りの健康と長寿ができる効果も期待ができると考えます。研究機関と連携をしながら、獣害の少ない安心して農業が営める環境づくりを進めていただきたいと思いますと思っております。

「命の里」事業では、継続で筒川・本庄、昨年度より朝妻地区、本年度より伊根地区と取り組まれることとなりました。それぞれ知恵を絞って地域の再生に取り組まれているところではありますが、基本的に3年で事業が終了します。金の切れ目が縁の切れ目とならないように、本事業が終了しても地域の核として地域自治区、地域協議会的な組織として今後伊根町が地域協議会に係る予算を措置できるような体制もぜひ検討いただきたいと思いますと思っております。

教育予算では、伊根中学校改築事業で本年度2期工事5億6,000万円の予算計上となっております。工事のおくれも心配されるころではありますが、予定どおりの供用を期待しております。

昨今の非正規雇用の増加などで町民の経済状況も不安定な様相が広がっております。町民との対話で町民の理解を求めながら小さな自治体のよさを生かして、小さくても元気で誇りあるまちづくりを目指し、伊根町に生活する町民を大いに激励し、町民に未来への展望を与えて町民の暮らしと命を守る立場で一層のご努力をいただくことを期待し、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はありませんか。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） 私は政風会を代表しまして、平成26年度当初予算案に賛成の立場で討論させていただきます。

東日本大震災から3年が過ぎ、国も復興に向けて全力で取り組んでいる状況ではありますが、建設業者の減少や人手不足により思うように進んでいない、いまだ仮設住宅で29万人の方が暮らしとおられるのが現状であります。今後も早期復興に向け、さらなる支援強化を図っていただきたいと思いますと思うところであります。

さて、平成26年度当初予算であります。一般会計35億6,000万円、前年度対比16.6%増、7つの特別会計を合わせた52億1,079万2,000円、前年度対比13.5%増の過去最多の増額予算となっております。

増額の主な要因として、伊根中学校の改築事業、伊根漁港海岸保全施設整備事業、町道改良事業などが挙げられます。また、新たな事業として定住促進策も考え、18歳までの子供医療費の全額助成、健やかな子育て医療費助成事業や災害時に備えて避難施設等緊急時電力確保促進事業、急速

充電器設備事業の整備として次世代自動車充電インフラ整備促進事業などがございます。ことし11月3日に町制施行60周年を迎える節目の年でもあり、記念式典、講演会、記念誌の作成といった町制施行60周年記念事業も取り込まれるようであります。今年度予算は、観光客増加のための基盤整備や災害避難対策、町民生活の充実に向けた教育・福祉を重視された予算と評価させていただきます。

当町の人口は2月1日の調べであります。2,362人で、高齢化率43.2%と人口の減少、過疎と高齢化は深刻な問題であります。過疎と高齢化が進み、耕作放棄地の増加により猪、猿の被害は増加するばかりであります。猪の被害対策として侵入防止策の設置が進み、農作物の被害は減少しているように思いますが、のり面等を掘り起こす被害は増加しております。豪雨などあれば二次災害も懸念されます。

また、先ほど一般質問でもございましたが、猿の被害においては何をしても効かないのが現状であります。町民の方からは毎日のように「猿をなんとかしてくれ、撃ち殺してくれ」と言われます。今後、国や京都府、また研究されておられる方などと協議していただき、安心して生活できるような今後の取り組みを期待いたしまして、本年度予算案に対する私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はありませんか。6番、松山義宗君。

○6番（松山義宗君） 平成26年度一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

本年度一般会計予算は前年比16.6%増の35億6,000万であり、積極的予算と受けとめることができます。歳入については依然として依存財源が83.9%を占めていることから、国・府などの動向に注視する必要があります。

歳出については教育費が全体の30%と弱の歳出であります。伊根中学校新校舎建設は町内の児童数の減少に伴い学習環境の改善を図ったものであり、その象徴である校舎建設は子を持つ親のみならず町民全体として期待をするところでもあります。また、一次産業を中心とした当町の中であって、農作物それから人に与える有害鳥獣の被害は拡大しており、国、府、町を挙げた補助事業によりさらなる有効な対策を実施する必要があると感じられます。

事業別に見ますと、町制施行60周年記念事業に344万円とあり、記念式典と講演会を開催し、伊根町への愛着と誇りを深める機会となっていると思われれます。

また、26年度は海の京都事業を絡めて、予算の活用が少ないと言われております民間開業支援事業が促進されることを希望しております。

当町においては限界集落が点在しております。地域医療、僻地医療、それと医師の確保は非常に重い問題ではありますが、行政の十分なる説明責任と将来構想の提示により町民の暮らしと命を守る立場で一層ご努力をいただくことを期待し賛成討論といたします。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はありませんか。

討論はないようであります。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 平成26年度伊根町一般会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（宮下愿吾君） 日程第4、議案第2号 平成26年度伊根町国民健康保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 平成26年度伊根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第3号

○議長（宮下愿吾君） 日程第5、議案第3号 平成26年度伊根町簡易水道特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしの声があります。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 平成26年度伊根町簡易水道特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第4号

○議長（宮下愿吾君） 日程第6、議案第4号 平成26年度伊根町下水道事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論ないようであります。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成26年度伊根町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第5号

○議長（宮下愿吾君） 日程第7、議案第5号 平成26年度伊根町財産区特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしの声があります。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成26年度伊根町財産区特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第6号

○議長（宮下愿吾君） 日程第8、議案第6号 平成26年度伊根町介護保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしの声があります。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成26年度伊根町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第7号

○議長（宮下愿吾君） 日程第9、議案第7号 平成26年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論がないようであります。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 平成26年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第8号

○議長（宮下愿吾君） 日程第10、議案第8号 平成26年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論ないようであります。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 平成26年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 意見書案第1号

○議長（宮下愿吾君） 日程第11、意見書案第1号 過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案につきましては、各党派調整がされている意見書であります。したがって、提出者の趣旨説明を省略し、また提出者に対する質疑、討論も省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明、提出者に対する質疑、討論を省略します。

これから意見書案第1号 過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議員派遣

○議長（宮下愿吾君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第118条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については記載のとおり派遣することに決定しました。

◎ 日程第13 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（宮下愿吾君） 日程第13、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）の申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定をしました。

◎ 閉 会

○議長（宮下愿吾君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第1回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様のご協力を得まして、本定例会も全議案ご可決いただき、予定どおり閉会する運びとなりました。ありがとうございました。

今、内外ともに非常に不透明な時代であります。理事者並びに幹部職員の皆様には、まちづく

りと町民の暮らしを守るために平成26年度予算の適時適切な執行をお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

閉会 15時30分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員